

## 「長野県観光振興財源検討部会中間とりまとめ（報告書案）」に対する パブリックコメントの結果について

意見募集期間：令和6年1月25日(木)から令和6年2月25日(日)  
 御意見の件数等：37者、135件 ※ 同趣旨のご意見については、1つにまとめて掲載しています  
 (内訳) 事業者：11者、個人：7者、団体：19者

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>1 財源検討の必要性</b>	
<p>今後、持続可能な観光や世界水準の山岳高原観光地を目指すうえで、なくてはならない財源。県全体として取り組む必要性は高い。</p> <p>リピーター獲得のために観光地の継続的な環境整備が必要。</p> <p>「財源確保ありき」や先行する「他県に倣った安易な導入」ではなく、長野県が目指す「世界水準の山岳高原観光地」に向けて、各観光地と各宿泊事業者にも理解と共感を得られる制度設計が前提。</p>	<p>報告書（案）の方向性と同趣旨と理解しているところです。</p>
<p>財源の必要性については賛同。しかし長野県内全域における一律的な税制導入は時期尚早。オーバーツーリズムが問題視される地域等から試験的に開始すべき。</p>	
<p>撤廃された「特別地方消費税」とは、明らかに違うものであることが必要。宿泊業界全体での制度への反対と撤廃運動を経て撤廃された過去がある事を踏まえ、新税として宿泊者・宿泊事業者にとって再度負担を願う事となる事を県としても認識し、かつての税との明らかな違いを示す必要がある。</p>	
<p>課税する根拠・目的・使途・費用対効果等を再検討のうえ、県民の理解を得て導入していただきたい。</p>	<p>今回の観光振興財源は、長野県全地域において、地域に内在する強み・特徴を伸ばし、住む人が地域を誇りに思うとともに、その暮らしに憧れて訪れる観光客が共に観光地を創るためのものとして検討しています。地域の限定的な課題及び財源確保策については、地域（市町村）において検討されるものと考えます。</p>
<p>税導入により全国最下位の客室稼働率が更に低下する可能性も充分考えられる。また、現場は人手不足であり負担が大きい。</p>	<p>報告書（案）においても、具体的な使途や配分は、今後県が策定する観光ビジョン（仮称）等において示すこと、税導入後の使途については、宿泊事業者等観光関係者・市町村等からなる場において毎年度検証すべき、としています。</p>
<p>長野県に来られる方のために必要な費用は県民で負担すべき。</p>	<p>先行事例によると、コロナなどの特殊な状況変化を除き、税導入後に観光客（宿泊者）が減少した事例は見られません。また、徴税に係る事業者負担の軽減について検討を図るよう、県に伝えます。</p>
<p>長野県が主導で導入することで、各地域はそれに従わなければいけないことになり、本末転倒。長野県が税金を徴収した場合に、誰が責任を取るかが不明確。</p>	<p>地域のインフラ等を旅行者も利用しているため、相応分のコストを旅行者が負担することは妥当であると考えます。</p>
<p>今までの財源の中で賄うべき。過去の支出を見直し、無駄を省く必要がある。過去十年間の観光予算の事業効果を明らかにして欲しい。</p>	<p>今回の観光振興財源は、長野県全地域において、地域に内在する強み・特徴を伸ばし、住む人が地域を誇りに思うとともに、その暮らしに憧れて訪れる観光客が共に観光地を創るためのものとして検討していますが、各地域（市町村）の自主的な取組を否定するものではありません。</p>
<p>県に先んじて制度設計から施行を行う自治体についてはその導入を認めていただきたい。</p>	<p>既存事業の見直しについては、県において随時取り組まれていると認識しています。</p>
<p>宿泊税については賛成でも反対でもないが、このまま導入されるのならば、制度設計を整えて始めて頂きたい。</p>	<p>他自治体との調整や慎重な制度設計については、今後の検討事項として県に伝えます。</p>

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>2 観光施策例（用途）</b>	
<p>冬季のスキー産業・山岳観光も当県の観光産業の要であることから、索道利用者からも観光振興財源の一部を負担してもらい、索道の安全対策及びリニューアルの財源を確保し、利用者の安全安心輸送体制の構築、施設の魅力向上による利用者の増強を図るべき。</p>	
<p>宿泊税なら設備などの補助が欲しい。観光業に一役協力していることから、建物修理備品の経費にも補助をお願いしたい。</p>	
<p>オーバーツーリズムによる渋滞のため緊急車両が通行できないという観光地として危険な状況も発生している。</p>	
<p>長野県は観光エリアが多いので、プロモーションなど全体を平等にしていけることが無理なのが現実。</p>	
<p>自然公園の利用環境整備は重要であるが、観光振興のための限られた財源であるため、保全ではなく旅行者による利用活用の観点で重点的に使われることが望ましい。</p>	
<p>徴収総額を如何なる用途に、どの程度配分するのか、県民の意見を聞く仕組みを導入すべき。</p>	
<p>高地スポーツトレーニングアクティビティエリアとして受入環境整備に取り組んでいただきたい。</p>	
<p>交通や広域でのプロモーションの協力等、県主導による活性化を期待。</p>	<p>県の制度設計に当たっては、いただいた御意見も参考とするよう県に伝えます。</p>
<p>観光客のニーズは歴史、温泉、アニメを始めとして多様化していることから、利用用途には山岳高原観光以外の視点も十分に配慮いただきたい。</p>	
<p>国立公園への誘客に向けた受入環境整備やツアー造成したい。</p>	
<p>観光地と言われるような地域に特化先行して全県から集まった宿泊税の使われ方は絶対にして欲しくない。散策路のような歩ける観光ルートを開拓いただきたい。</p>	
<p>地図、観光案内所などのマークやサイン、ロゴ、色などの統一化をお願いしたい。</p>	
<p>確保した財源を長野県観光の大きなレベルアップにつなげるため、財源の用途として以下の内容をあらかじめ明確にすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①これまで行っている既存施策には使用しないこと</li> <li>②観光のプロモーション、宿泊費助成（旅行商品造成支援を含む）には使用しないこと</li> <li>③観光客以外の県民の利用が多く見込まれる県内広域バス路線、県内鉄道路線の維持・確保、県民利用が主となる道路整備（観光目的の道路のように位置づけられることを想定）や観光・宿泊客に特化しない災害対応策などの財源としないこと</li> <li>④県のDMOである長野県観光機構については（地域・地域連携）DMOにおける人材確保・機能強化を直接的に支援する事業に限定する</li> </ul>	

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>2 観光施策例（使途）【続き】</b>	
<p>報告書案で示された観光施策例のほとんどは、県を通さず各地域が創意工夫の中で直接行う方がより円滑かつ効果的な施策に思われる。長野県は、地域DMOなど観光振興の実行組織の育成、及び実態が伴わないと揶揄される「観光関係統計の精度向上のための取組」や「観光データの適時的確な提供」などに限定して行うべき。</p>	
<p>使途を明確にする事が最重要である中、地域の宿泊、観光事業の発展に資するものとして使われるよう検討いただきたい。宿泊、飲食業や交通事業者の深刻な人材不足について、宿泊税の使途として労働力確保に向けた施策事業を組み込んでいただき、県をあげて働き手不足対策にも取り組んでいただきたい。</p>	
<p>宿泊税の使途やその決定経過を分かりやすく公表いただきたい。</p>	
<p>払う側にも、納める側にもポジティブに感じられるイメージでの施策展開をお願いしたい。</p>	
<p>海外・外国人誘客に対してのプロモーション不足を感じる。県都や主要観光地から更なる隣接エリアへ如何に誘客するかが課題であり、そのプロモーションも必要。先進エリアの情報やノウハウのソフト面での共有が必要。</p>	<p>県の制度設計に当たっては、いただいた御意見も参考とするよう県に伝えます。</p>
<p>建築物の耐震化を進めることなくして、宿泊の安全性は担保できない。耐震性の低い施設に対して補助制度の導入を検討すべき。</p>	
<p>必ず税金の活用の可視化をしていただきたい。</p>	
<p>バス・タクシー等の交通事業者は支援も未だ十分でない。当県を訪れた方へのホスピタリティ面改善からも、観光客に対しても二次交通への相応の支援と対策が必要。</p>	
<p>導入後は事業内容、結果を公表し、ステークホルダーとの定期的な協議の場を設け、使途の見える化と効果検証を行い、定期的に見直しを行えるよう希望する。</p>	
<p>県公式観光サイトGO NAGANOにおいても南信州のプロモーションの薄さを感じており、県内全体「世界水準の山岳高原観光地」として実現させるのであれば、公平に実施してほしい。</p>	
<p>登山道、遊歩道の整備にはかなりの人員が必要となるため人件費も認めてほしい。</p>	

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>3 市町村の配分</b>	
市町村への支援における財政規模は、県と同額程度ではなく県よりも充実させていただきたい。（例：市町村への支援を75%程度）	いただいた御意見については、今後の県の制度設計に当たって参考としていただくとともに、市町村等と丁寧な議論を進めることを県に求めることとします。
市町村への分配は必要であるが、同等に財政支援すると結果的に地域への効果が薄まる懸念がある。77市町村に均等に分配するのはやめていただきたい。	
各市町村で徴収した金額割合で配分する等、公平な仕組みをお願いしたい。	
補助金ではない方式とすべき。交付金等により、地域の独自性、自主性を活かせるよう地域に任せるべき。	
市町村の観光協会や観光局、DMOなど各市町村で希望する団体へ再配分できるように制度設計をお願いしたい。	
広域でかつ面的な振興を進めるため、市町村の枠を超えた地域への支援を中心に構築すべき。	
宿泊客数に応じた按分を希望する。	
<b>4 財源確保の手法</b>	
長野県に入る段階から道路等のサービスを利用していることから、空港・電車・高速バス・高速道路等で税を徴収してほしい。	今回の報告書（案）では、「宿泊」行為への課税を先行して議論していますが、あわせて、更なる財源確保の必要が生じる場合は、「入山」や「入域」等を含めた対象・手法による財源確保策についても検討すべき、としています。
財源確保策については、いわゆる「宿泊税」に限らず、複数の方策を「ベストミックス」することが必要。「宿泊税」の導入と並行して、他の手法についても検討をしていくべきである。	
将来的に宿泊事業以外の観光事業者が徴収可能な制度設計も検討する必要がある。	
新たな観光振興の財源は宿泊者と宿泊事業者だけの負担で完結すべきではなく今後も検討は続けて頂きたい。また、県として、宿泊行為以外の観光税の可能性について広く告知周知してほしい。	
観光に特化した財源確保ならば、観光に携わる業者皆が均等に、規模に応じて応分負担すれば良い。	今回の観光振興財源検討は、お越しいただく観光客の皆様から御協力・御負担いただくものについて検討しているものであることを御理解ください。
観光の素晴らしさを享受される方の費用を宿泊される方からのみではなく、索道事業者等観光関係事業者で負担すべき。 小規模事業者や中規模事業者等の宿泊事業者へのアンケート調査等を行うべきである。当事者の声を聞かない限り、税負担はスムーズに進まない。	

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>5 徴収方法（特別徴収義務者）</b>	
<p>納税義務者（担税者）についてホテル、旅館、簡易宿所、民泊の宿泊者のほか、貸別荘の宿泊者も対象とすることが望ましい。 「貸し別荘」についても徴収義務者に指定できるようにし、また本社が海外、あるいは県外であっても「納税管理人」の設定義務を設けるなどで徴収の徹底を願いたい。</p>	<p>旅館業の許可を取得している「貸別荘」についても、対象施設に含まれているものと考えます。また、納税管理人制度等については、県の制度設計に当たり検討するよう県に伝えます。</p>
<p>旅館業法の許可等は長野県が行っているものであり、許可等を受けずに営業を行っている者についてきちんとこれらを調査、指導、許可を行うことが必須。いわゆる「フリーライダー」がないようにするべき。</p>	<p>旅館業法の適正な運用については、県、長野市及び松本市が設置する保健所により取り組まれているものと認識しています。</p>
<p>納税者及び特別徴収義務者の理解を得るためには、「徴収の容易性」よりも「徴収の公平性」を重んじて制度設計を進めるべき。</p>	<p>県の制度設計に当たっては、いただいた御意見も参考とするよう県に伝えます。</p>
<p>宿泊税にするのであれば、県の職員が直接徴収していただきたい。</p>	<p>他自治体の事例や徴収に係るコストを考えると、県による直接徴収は現実的ではないと考えます。なお、徴収に御協力いただく特別徴収義務者への事務交付金については、使途に含まれていることを確認しています。</p>
<p>徴収から納税までのプロセスをデジタル化、システム化により極力シンプルにしていきたい。</p>	<p>県による制度設計に当たり、特別徴収義務者の負担軽減や納税者への制度周知・理解のための取組について検討を求めることとします。</p>
<p>特別徴収義務者となる宿泊施設は税徴収の為に会計システムを改修する事になる。交付金だけでなく、イニシャルコストの補助等、宿泊事業者に対する支援を検討いただきたい。</p>	
<p>特別徴収義務者への事務交付金に上限がある部分は宿泊施設の持ち出しとなるほか、宿泊税分のカード手数料も宿泊施設が負担をする事になるため、財源の一部を宿泊施設に還元するべき。</p>	
<p>宿泊事業者が担う事務負担が大きい。 ・消費税やインボイスと、経理事務はどんどん複雑化している。人材不足で対応に余裕がない。 ・宿泊事業を運営する事業者の多くが小規模である為、実務における負担を事業者が極力負わない制度設計を強く希望する。 ・特に外国人への説明等の事務は現場への負担が大きい。</p>	
<p>旅行者向けに支払に納得感のあるわかりやすい説明資料を多言語で準備いただきたい。</p>	
<p>徴収・税金納付について自己申告を前提とする、事業者により税制への取り組みや温度差は異なることが当然ながら想定され、税制の公平性が到底保てないと危惧。公平性が担保されるように十分検討を重ねていただきたい。</p>	
<p>稜線上の山小屋と、道路に面した山小屋とでは、徴収にかかる金銭的な負担が大きく変わるので、平等性を担保した上で、徴収方法や仕組を検討いただく必要がある。</p>	
<p>OTA経由の予約に関しては、直接OTAから県へ納入する仕組みを強く希望する。 【参考】OTA・・・インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。Online Travel Agentの頭文字の略</p>	

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>6 税率（定額制・定率制など）</b>	
定率制は、問い合わせ時の説明が難しいなど、宿泊事業者の負担が大幅に増える懸念がある。	<p>県の制度設計に当たっては、いただいた御意見も参考とするよう県に伝えます。</p>
定額制の方が、宿泊事業者にとって計算・納税しやすい。	
現実的には宿泊者の負担感を考慮しつつ、入湯税との併課を考えると、一律200円程度の定額制が妥当ではないか。	
定率制は、販売する側の案内ミスや、宿泊施設側の徴収ミス等、起こり得る確率が高い。	
定額の徴収は経済の動きに迅速に対応できない。	
目指すべき姿は「世界水準の山岳高原観光地づくりの推進」であり、世界の観光地と比べて長野県を選んで頂けるような投資と財源が必要。定率制であれば、将来に向けて安定的な財源確保につながる。	
宿泊人数を確認するよりも宿泊料xX%の定率制の方が、宿泊施設としては計算しやすく徴収しやすい。海外のオーナーや冬だけ運営している宿泊施設からも徴収できるような仕組みが必要。	
定額制では、安価な宿泊単価の宿泊事業者の負担感が高く、逆に高額な宿泊単価の宿泊事業者においては更なる負担を許容する余地が大きい。	
宿泊単価の低い宿泊施設や小規模の宿泊事業者が多数を占める本県の場合は全ての宿泊施設（民泊含む）から集められる「定率」、または金額が一律の「定額」の場合に比べ宿泊料が低価格である宿泊施設の宿泊者の負担感も軽減されるメリットがある「段階的な定額」がふさわしい。	
市町村と十分に協議し、税額の試算などを示すなどして税率を決めて行く必要があると考える。	
税率については報告案では両論併記となっているが、県に丸投げにならないよう、検討部会でどちらか一方に絞って報告すべき。	部会での議論のほか、パブリックコメントにおいても双方の御意見が寄せられていることから、制度の決定は県に委ねることとします。
<b>7 課税免除</b>	
小中高の学習旅行は課税免除とすべき。料金設定で各県の競争が激しくなっている。	<p>「学習旅行等への課税免除なし、助成制度などの負担軽減策を別途県において検討」としてはいますが、課税免除に伴い発生する特別徴収義務者の事務の増加等を踏まえて検討の上、適当な方法を県において決定いただくこととします。</p>
スポーツ合宿、修学旅行やスキー教室は課税対象宿泊者から外していただきたい。	
旅館業法等に基づき全事業者を登録し、宿泊税の徴収を行うことで、これまでにない観光の施策展開に有効な統計データが得られることから、課税免除を設けない制度設計が必要。	
長期滞在は支払日数に上限を設けて欲しい。目的が観光ではなく滞在なので金額が大きくなると需要が減り、説明負担も大きい。	長期滞在の旅行者は地域のインフラの利用度合いも高いため、税の公平性に鑑み、滞在日数の上限設定は困難と考えます。
耐震化率の低いカテゴリーの業種（「簡易宿所」「民泊」などが該当？）については、課税対象施設から除外を検討すべき。	耐震化率の高低と旅館業法等の規定に基づく施設区分との関係性が不明であること、当該施設区分により一律に免除することはかえって税の公平性を毀損するおそれがあることから、設定は困難と考えます。

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>8 免税点</b>	
<p>宿泊料金の下限料金を設定し課税すべき。            格安な旅行を求める国民も多く、旅行者に負担感が大きいことから、低価格の宿泊に対しては免除すべき。</p>	<p>免税点については、いただいた御意見も参考としながら、県において検討いただくこととします。</p>
<p>税務部門としては、利用行為がなくて不申告なのか、申告すべき行為があったのに不申告なのか確認する必要があり、事務処理が煩雑のうえ困難。不申告者を防止するため、文書催告、個別の電話、ペンション街や民宿街の訪問による申告指導、調査等が必要になる上、申告した特別徴収義務者に対する調査も必要となる。導入する場合は対策を講じたうえで、免税点の導入は必要不可欠。</p>	
<p>免税点は設けるべきではない。            宿泊事業者の宿泊代金の値上げや売り上げにブレーキがかかる恐れがあり、世界水準の山岳高原観光地づくりの推進とも逆行し得策ではない。</p>	
<p>免税点を設けることには反対。宿泊事業者の件数が多いこと、把握が難しいこと、長野県にとっての徴収の利便性を図るなどの観点から、免税点を設ける等の議論が進むのであれば、本末転倒。</p>	
<b>9 独自課税市町村との調整</b>	
<p>「県の税率を一定程度引き下げる等の検討が必要」とあるが、どのように調整が図られるかによって、「税の制度設計」、「徴収方法」だけでなく、「税収の規模」や「観光振興財源の使途」などが大きく変わってしまう可能性が大きい。            新たな観光振興財源の根幹にかかわる問題であり、この点を早期に検討し、その内容を示したうえで、改めて県民や事業者意見聴取すべきである。</p>	<p>県と市町村との調整は非常に重要な観点であり、独自課税を検討する市町村があることを踏まえ、県に対し、制度の在り方に加え調整の考え方についても、できる限り速やかに示すよう求めることとします。</p>
<p>宿泊税導入を行う市町村との二重課税により宿泊者と事業者の負担にならないよう、制度設計においては十分に留意・調整いただきたい。</p>	
<p>市町村独自での税導入を県が制限すべきでないことは事実であるが、市町村独自の税を設けるのであれば、県税に上乗せして市町村独自の税が追加されるという形でないと、県税との整合性がとれない。            税負担者（宿泊者）にも県税とは別に独自税が追加されることを市町村独自で広報、周知徹底し、上乗せすべき。</p>	

ご意見（要旨）	検討部会の考え方
<b>10 その他</b>	
<p>現時点での中間報告において示されたこの方向性（「使途目的を「観光振興」に特化した法定外目的税」）は今後の審議会等での議論を進める上でも、その性格がゆがまないように、また、今回意見として記載した内容が確実に反映されるよう、検討を進めて頂きたい。</p>	<p>県の制度設計・実施に当たっては、県民の皆様の御意見を聴取する機会を設けることなどを県に求めることとします。</p>
<p>一旦導入されると取り返しがつかないため、時間をかけた慎重な議論としっかりとした説明（検討経過や方向性）、また知事の考えについても情報公開をお願いしたい。地域ごとに現場の生の声を聴いていただき政策に反映させていただきたい。</p>	
<p>今後、税の制度設計、使途等を決定する前には、宿泊事業者など関係者への丁寧な説明、改めてのパブリックコメントの実施など、広く意見徴収を行うべきである。</p>	
<p>長野県広域から市町村の枠を超えて小規模宿泊事業者の声を寄せられる場を作っていただきたい。</p>	
<p>相当の周知期間を設けメディア、SNS・チラシ等で情報発信すること。</p>	
<p>どちらも宿泊者から徴収するものであることから、「入湯税」の使途との違いをきちんと整理すべきで、市町村との協議等を通じ、入湯税の使途の状況やあるべき姿、使途等の検討を進めるべきである。</p>	<p>いただいた御意見・懸念点については、今後の県の制度設計に当たって検討するよう県に伝えます。</p>
<p>税務部門のオペレーションが不能になる危惧があり、課税徴収の費用を算定すべき。人件費に宿泊税は充てられないことから、一般財源から支出することとなると、県財政を圧迫する原因となる。</p>	
<p>現在は消費税があり、宿泊代金に消費税込みの場合、宿泊税も込々として計算をしてよいのか、消費税法上、問題がないのか疑義がある。</p>	
<p>慢性的な人手不足が課題として挙げられているが、宿泊施設稼働率の低迷や、公共交通機関の利用者減少等の課題の根本を深掘してほしい。</p>	
<p>宿泊者の中に近隣の観光地や登山口等への送迎・案内を望まれることがある。一日10人以下の小さな宿泊所に限っては宿泊客の送迎許可を頂けると、リピーターも望めてありがたい。</p>	